

大阪市告示第1279号

次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第4項の規定に基づき、告示する。

令和7年9月19日

大阪市長 横山英幸

道路の種類	路線名	区間
市道	十三吹田線	東淀川区西淡路5丁目27番地先から 同 区淡路2丁目94番地まで

（建設局道路河川部街路課）